

長崎県後期高齢者医療広域連合職員服務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年3月27日

長崎県後期高齢者医療広域連合長 田上 富久



長崎県後期高齢者医療広域連合訓令第2号

長崎県後期高齢者医療広域連合職員服務規程の一部を改正する規程

長崎県後期高齢者医療広域連合職員服務規程（平成18年長崎県後期高齢者医療広域連合訓令第4号）の一部を次のように改正する。

様式第5号を次のとおり改める。



附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。